

広島県告示第三百二十七号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によって、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成三十年三月二十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

所在地	広島県東広島市高屋町高屋堀、同市高屋町杵原、同市高屋うめの辺、同市高屋高美が丘三丁目及び同市高屋町稲木地内		
	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域	区域の表示の区域及び法第九条第二項に定める土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成三十年法律第四十八号）で定める事項
区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
後畑（八二六八）	急傾斜地の崩壊	後畑（八二六八）	急傾斜地の崩壊
高屋堀（二二七一―二二七一―二）	急傾斜地の崩壊	高屋堀（二二七一―二二七一―二）	急傾斜地の崩壊
高屋堀（二二七一―二三二七一―三）	急傾斜地の崩壊	高屋堀（二二七一―二三二七一―三）	急傾斜地の崩壊
本谷二（二二七〇―二二七〇―二）	急傾斜地の崩壊	本谷二（二二七〇―二二七〇―二）	急傾斜地の崩壊
貞兼一（八二七四）	急傾斜地の崩壊	貞兼一（八二七四）	急傾斜地の崩壊
高屋堀二（八二七七）	急傾斜地の崩壊	高屋堀二（八二七七）	急傾斜地の崩壊
本谷一（八二七五―一）	急傾斜地の崩壊	本谷一（八二七五―一）	急傾斜地の崩壊
本谷二（二二七〇―二二七〇―二）	急傾斜地の崩壊	本谷二（二二七〇―二二七〇―二）	急傾斜地の崩壊







高屋堀（八四一九）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	高屋堀（八四一九）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
柞原一八（四六一一―二）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	柞原一八（四六一一―一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
大通寺六（八四一四）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり		急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
大通寺五（八四一三）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	大通寺五（八四一三）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
大通寺一（一四三九）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	大通寺一（一四三九）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
大通寺一三（一三〇七―一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	大通寺一三（一三〇七―一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
稲木七（八三八〇―二）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	稲木七（八三八〇―一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
稲木七（八三八〇）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり		急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
柞原二（五一七―二）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	柞原二（五一七―一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
石挟四（二二七）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	石挟四（二二七）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
石挟三（八三七三）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	石挟三（八三七三）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
石挟三（八三七三―一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	石挟三（八三七三―一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
槇原三（二二六七）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	槇原三（二二六七）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
石挟一（四六〇八）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	石挟一（四六〇八）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

二百石川（一八六隣）	土石流	次の図のとおり	二百石川（一八六隣）	土石流	次の図のとおり
杵原川右（七三三〇）	土石流	次の図のとおり	杵原川右（七三三〇）	土石流	次の図のとおり
石挟川（五〇六九隣）	土石流	次の図のとおり	石挟川（五〇六九隣）	土石流	次の図のとおり
石挟川（五〇六九―八）	土石流	次の図のとおり	石挟川（五〇六九―八）	土石流	次の図のとおり
石挟川（五〇六九―七）	土石流	次の図のとおり	石挟川（五〇六九―七）	土石流	次の図のとおり
石挟川（五〇六九―六）	土石流	次の図のとおり	石挟川（五〇六九―六）	土石流	次の図のとおり
杵原川左（五〇六九―五）	土石流	次の図のとおり	杵原川左（五〇六九―五）	土石流	次の図のとおり
杵原川左（五〇六九―四）	土石流	次の図のとおり	杵原川左（五〇六九―四）	土石流	次の図のとおり
杵原川右（五〇六九―三）	土石流	次の図のとおり	杵原川右（五〇六九―三）	土石流	次の図のとおり
石挟川（五〇六九―二）	土石流	次の図のとおり	石挟川（五〇六九―二）	土石流	次の図のとおり
石挟川（五〇六九―一）	土石流	次の図のとおり	石挟川（五〇六九―一）	土石流	次の図のとおり
近信川（五〇六八）	土石流	次の図のとおり	近信川（五〇六八）	土石流	次の図のとおり
中央四（八四〇―一五）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	中央四（八四〇―一五）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
高屋堀（二二七一―四）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	高屋堀（二二七一―四）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
下堀一（八四二六）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	下堀一（八四二六）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
下堀一（八四二六―一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	下堀一（八四二六）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
高屋堀（八四一九―一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり		急傾斜地の崩壊	次の図のとおり



萩原川左 七三二〇― 三)	土石流	次の図のとおり	萩原川左 七三二〇― 三)	土石流	次の図のとおり
萩原川左 七三二〇― 四)	土石流	次の図のとおり	萩原川左 七三二〇― 四)	土石流	次の図のとおり
萩原川左 七三二一― a)	土石流	次の図のとおり	萩原川左 七三二一― b)	土石流	次の図のとおり
萩原川左 七三二一隣 b)	土石流	次の図のとおり		土石流	次の図のとおり

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局土砂法指定推進担当及び広島県西部建設事務所東広島支所に備え置いて縦覧に供する。